

約款・規定集(個人のお客様用)の新旧対照表

平成30年8月

平成30年9月1日より約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第2章 申込方法等	
第5条(総合取引) (1)～(2) (省 略) (3) お客様には、総合取引開始時または当社が必要と認めるときに印鑑を届け出ていただきます。 (4) (省 略) 平成30年9月1日改定	第5条(総合取引) (1)～(2) (省 略) (3) お客様には、総合取引開始時に印鑑を届け出ていただきます。 (4) (省 略) 平成30年4月1日改定
外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	
(届出事項) 第24条 申込者は、住所、氏名及び印鑑等を当社所定の <u>手続き</u> により当社に届け出るものとします。 平成30年9月1日改定	(届出事項) 第24条 申込者は、住所、氏名及び印鑑等を当社所定の <u>書類</u> により当社に届け出るものとします。 平成28年10月1日改定
電子交付サービス取扱規程	
第4条 申込 1. (省 略) 2. お客様は、次のいずれかの方法により申込み、当社がこれを承諾した場合に本サービスを利用できるものとします。 (1) 日興イーリートレード等の所定の画面から利用申込みする方法 (2) 当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ提出する方法 (3) (省 略) 平成30年9月1日改定	第4条 申込 1. (省 略) 2. お客様は、次のいずれかの方法により申込み、当社がこれを承諾した場合に本サービスを利用できるものとします。 (1) 日興イーリートレードの所定の画面から利用申込みする方法 (2) 当社所定の申込書に必要事項を記入・ <u>押印</u> のうえ提出する方法 (3) (省 略) 平成28年1月1日改定